

変更認定申請

手数料額計算書

（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲  建築物全体  
 （申請の該当する□にレを記入）  住戸  
 建築物全体及び住戸

2 手数料額の計算

申請の種類 (申請の該当する□にレを記入)			適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅の申請の場合			別表第一の二 二の(一)の(1) 円(a)	別表第一の二 二の(二)の(1) 円(A)
□共同住宅等の 住戸ごとの 申請の場合	申請する戸数	戸	別表第一の二 二の(一)の(2)のイ 円(b)	別表第一の二 二の(二)の(2)のイ 円(B)
□共同住宅等の 一の建築物の 申請の場合	建築物の 住戸の部分の 総戸数	戸	別表第一の二 二の(一)の(2)のイの(ア) 円(c)	別表第一の二 二の(二)の(2)のイの(ア) 円(C)
	共用廊下等の 部分の 床面積の合計	m <sup>2</sup>	別表第一の二 二の(一)の(2)のイの(イ) 円(d)	別表第一の二 二の(二)の(2)のイの(イ) 円(D)
	非住宅部分の 床面積の合計	m <sup>2</sup>	別表第一の二 二の(一)の(2)のイの(ウ) 円(e)	別表第一の二 二の(二)の(2)のイの(ウ) 円(E)
		計	(c)+ (d)+ (e) 円	(C)+ (D)+ (E) 円
□一戸建て住宅 及び共同住宅等 以外の建築物の 申請の場合	建築物の 延べ面積	m <sup>2</sup>	別表第一の二 二の(一)の(3) 円(f)	別表第一の二 二の(二)の(3) 円(F)

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 別表第一の二とは、東京都北区手数料条例別表第一の二を指す。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。